

▶小規模契約登録制度について

委託業務・物品購入・工事の契約は、一般競争入札により締結することが原則ですが、少額の契約の場合は、見積書の提出（徴取）により業者を決定し、契約することができます。

この場合に競争入札参加登録業者と小規模契約登録をした業者の中から見積書を提出していただく業者を選定します。この少額の契約の場合のみ見積書提出ができる業者の登録制度を「小規模契約登録制度」といいます。

小規模契約となる金額は、以下のとおりです。

◆小規模契約登録となる金額の範囲

委託、コンサルは、 50万円以下

物品購入は、 80万円以下

工事は、 130万円以下

となっており、この金額を超える契約に参加を希望される場合は、「瑞浪市競争入札参加資格申請」が必要となります。

	0円	50万円	80万円	130万円
委託 コンサル	小規模契約			入札
物品購入	小規模契約			入札
工事	小規模契約			入札

◆小規模契約登録申請に必要な書類

- ①瑞浪市小規模契約登録申請書
- ②市税の完納証明書（発行後3か月以内のもの）
※完納証明書が交付されない市町村の場合、法人又は個人の市町村民税及び固定資産税の納税証明書
- ③法律上資格が必要な業種の場合は、資格証の写し

◆希望する取引営業品目の記入について

小規模契約登録をされる業者の方は、瑞浪市に納入を希望する物品、受注希望の委託業務・工事について、営業品目分類表から選択し（複数可）、業務登録希望内容欄に下記事項をご記入ください。

- ①コード
- ②小分類名
- ③取扱品目の例示のすべてを取扱わない場合は、取扱う品目を特定して記入

◆小規模契約登録内容の変更・登録の廃止について

申請が必要な事例	提出書類
小規模契約登録内容（住所・登録業務等）に変更が生じた場合	瑞浪市小規模契約登録変更申請書
小規模契約登録を廃止する場合（入札参加申請をするなど）	瑞浪市小規模契約登録廃止申請書

※提出書類の各申請書の様式は、瑞浪市ホームページをご覧ください。